

# 人吉市健全化判断比率及び資金不足比率審査実施要領

## 1 実施方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに資金不足比率の審査とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、人吉市監査委員監査基準によるもののほか、次の方針により実施する。

### （１）審査の視点

ア 送付された健全化判断比率及び資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。

イ その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

### （２）実施方法

関係諸帳簿及び証拠書類を点検、照合するとともに、関係機関の説明を聴取し、定期監査、財政的援助団体等監査などの結果も踏まえ、厳正に実施する。

### （３）着眼点等

審査を効率的、効果的に実施するため、これまでの監査等の実施状況を踏まえて着眼点を設定するなど十分な事前準備を行う。

## 2 審査期間

7月から8月

## 3 実施対象及び日程

別に定める。

## 4 審査意見書の提出

審査意見書は、代表監査委員、議会選出監査委員による合議で決定し、市議会の9月定例会の閉会日までに市長に提出する。